

「定額給付金」の給付手続きを 4月中旬から開始します!

定額給付金は、景気が後退するなか、生活者の不安を少しでも取り除くための国の緊急支援策です。また、広く給付し、消費を増やすことにより経済効果も期待されています。

本市では、定額給付金給付チームを設置し、準備を進めており、4月中旬から、各世帯に申請書を送付するなど具体的な手続きを開始します。



◆給付対象者、申請・受給者

定額給付金の給付対象者は、平成21年2月1日（基準日）現在で市の住民基本台帳に記録されている方（※1）、または、外国人登録原票に登録されている方（※2）です。

定額給付金の申請を行い給付を受けるのは、原則として基準日現在での世帯の「世帯主」となります。

外国人の方は、原則としてそれぞれの給付対象者が申請を行い、給付を受けることとなります。

◆給付金額

- ・65歳以上の方と18歳以下の方（※3）
- ・20,000円（一人当たり）
- ・右記以外の方

12,000円（一人当たり）

◆申請・給付方法

①郵送申請方式

申請者（世帯主またはその代理人）は申請書を郵送で市に提出し、市は申請書に記載された金融機関の口座に給付金を振り込みます。

②窓口申請方式

申請者は申請書を市の窓口へ提出し、市は申請書に記載された金融機関の口座に給付金を振り込みます。

③窓口現金受領方式

申請は窓口での申請となり、郵送での現金受領の申請はできません。窓口での現金給付は、金融機関の口座をお持ちでない方など、口座振り込みによる給付が困難な方に限ります。

※ご家族の方の代理申請も可能ですので、できる限り口座振り込みによる給付にご協力をお願いします。なお、窓口での現金の給付は、口座振り込みによる給付より遅れて開始することとなりますので、ご了承ください。

◆申請受付期間

4月20日（月）～10月20日（火）（土日・祝日を除く）

◆受付時間

午前8時30分～午後5時30分

◆受付場所

本庁（朋友館）・各総合支所・各支所

Iさんの世帯の給付金額（例）

Iさん（世帯主）の世帯構成
祖父（72歳）・祖母（67歳）
Iさん（40歳）・妻（35歳）
長女（9歳）・長男（6歳）



世帯の給付金額

20,000円×4人（祖父、祖母、長女、長男）＝80,000円
12,000円×2人（Iさん、妻）＝24,000円
合計104,000円がIさんの世帯の給付金額となります。

- ※1 基準日時点で、日本国内で生活していた方で、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されてなく、かつ、基準日後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなった方も対象になります。
- ※2 外国人の方で短期滞在の方や不法滞在者は対象になりません。
- ※3 65歳以上とは、昭和19年2月2日以前に出生した方、18歳以下とは、平成2年2月2日以降に出生した方が該当します。

①郵送申請方式、②窓口申請方式の申請方法

・市に住民登録している世帯の「世帯主」に世帯員全員の名前と給付金額を記載した「申請書」が送付されます。（4月中旬を予定）

・申請書に記載している内容を確認してください。
 ・申請書に同封する記載要領を参考に、申請書に必要事項を記載してください。（特に金融機関の口座番号は、お間違いのないよう確実に記入）

・申請書に添付する書類を用意してください。（申請書の裏に貼り付けてください）

【必要書類】

- ①申請者の方の公的身分証明書（運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、旅券、障害者手帳、外国人登録証等）の写しなど
 （※本人の場合は、健康保険証の写しでも可）
- ②振り込み先の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

※注意!!

長期間使用していない口座の場合、金融機関で口座を閉鎖している可能性があり、振り込みができないことがあります。できる限り普段から使用している口座を利用してください。
 （国内の金融機関に限ります）

・郵送、または窓口申請書を提出してください。これで、申請は完了です。

・申請書の要件審査を行った後、市から給付決定通知書のハガキを送付します。
 ・その後、指定の口座に振り込まれます。
 （振り込み開始は5月中旬からの予定）

わが家の使い道

- 石巻の美味しいものを家族でちょっと豪華に食べようかな（30代女性）
- 孫に喜ばれるものを買ってやりたい（60代男性）
- 4月に進学する子どもの学用品などに使います（40代女性）
- 地デジ対応のテレビを購入するので、その一部資金にします（40代男性）
- 趣味に使います（60代女性）
- 防災グッズを取り揃えます（50代男性）



◇代理申請 世帯主に代わって申請などを行うことができるのは、次のいずれかの方となります。
 ①世帯主と同じ世帯の世帯構成員（配偶者、子、兄弟など）
 ②基準日現在で世帯主と同じ場所を居住地とし、かつ、生計を共にしていた外国人の方
 ③世帯主の法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人）の方
 ④一人暮らしの高齢の方などは、民生委員や親類の方、普段から本人の身の回りの世話をしている方などに代理人として委任することができます。

※代理申請する方の公的身分証明書が必要。なお、③については、法定代理人であることを証明する書類も必要となります。
 ◇その他
 ・申請期限までに申請が行われなかった場合は、定額給付金の受給を辞退したものとみなされますので忘れずに申請してください。
 ・申請書の不備による振り込み不能などが原因で給付ができなかった場合、市が確認などを行った上で、なお必要な修正が申請期限までにできなかったときは、申請は取り下げられたものとみなされますので、金融機関の口座番号は確実に

記載してください。
 ・偽りその他不正な手段で定額給付金の給付を受けた場合には、既に給付を受けた定額給付金の返還を求めるとなります。
 ・定額給付金の給付を受ける権利は、譲り渡したり、担保に供することはできません。
 ※手続きのご案内は、申請書と一緒に送付します。なお、ご不明な点はお問い合わせください。



定額給付金をよそおった振り込め詐欺などに注意してください

提出された申請書で確認しなければならない点があった場合は、市から問い合わせを行うことがあります。しかし、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、給付のための手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません。

もし、不審な電話などがかかってきた場合は、すぐに市総務課、または警察にご連絡ください。

問 総務課 定額給付金給付チーム（内線299-574-655-656）